

2026年6月

電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る 電気料金の特別措置について

当社では、国が実施する「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴い、お客さまが2026年7月から9月までの3か月にご使用される電気料金について、値引きをする特別措置を実施いたします。

1 特別措置の対象

当社と低圧および高圧の電気需給契約を締結しているすべてのお客さま

※ 特別措置の適用に向けて、お客さまから当社にお申し込みいただく必要はございません。

2 特別措置の適用期間

2026年7月使用分から9月使用分まで

3 特別措置の内容

特別措置の適用期間における電気料金について、以下の金額を差し引いて算定します。

		2026年7月使用分 2026年9月使用分	2026年8月使用分
1キロワット時につき (税込)	低圧のお客さま	▲3.5円	▲4.5円
	高圧のお客さま	▲1.8円	▲2.3円

4 お客さまへのお知らせ

特別措置を適用している期間において、お客様宛のご請求書に、「緩和対策補助割引」として割引額を掲載いたします。

なお、本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁のサイトに掲載されておりますのでご確認ください。

エネルギー価格の支援について https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekihen_lp/

電気・ガス料金支援特設サイト <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

お問い合わせは、山口グリーンエネルギー株式会社ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。